

会員各位

一般社団法人 広島市医師会
会長 山本 匡

令和6年能登半島地震による災害の被災者に係る母子保健・予防接種事業の取扱いについて

平素から本会会務諸事業に多大なる御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

標題における広島市の対応をお知らせいたしますので、被災者からの問い合わせ等がありましたら、御参考の上、御対応をお願いします。なお、日本医師会等からの関係通知文を本会ホームページに掲載しておりますので、御参考ください。(TOP ページ>左側の「能登半島地震に係るお知らせ」のバナー)

(1) 妊婦・産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査

【健康診査、検査の受診券をお持ちの場合】

従来通り居住地被災地自治体との契約または償還払い等の対応となります。

【災害救助法の適用を受けた地域の被災者の方で受診券をお持ちでない場合】

各区保健センターが被災者の申し出により広島市の受診券を発行いたしますので、各区保健センターに御案内ください。この場合、受診券の住所欄には、現在の避難場所の住所を記載いただくこととなります。

<お問い合わせ先> 各区保健センター

中保健センター (082-504-2109)	東保健センター (082-568-7735)
南保健センター (082-250-4133)	西保健センター (082-294-6384)
安佐南保健センター (082-831-4944)	安佐北保健センター (082-819-0616)
安芸保健センター (082-821-2820)	佐伯保健センター (082-943-9733)

(2) 定期接種

広島県外の方が広島市内の医療機関で定期接種を受ける場合は、居住地の自治体から医療機関宛ての予防接種依頼書が必要となります。居住地の自治体が予防接種依頼書を発行できない場合の接種費用補助については、居住地の自治体に御相談いただくよう御案内をお願いします。詳細については、本会ホームページ(TOP ページ>医師会員ログイン>予防接種関連情報>トピックス>広島県外の者が広島市内の医療機関で定期予防接種を受ける場合の取扱いについて(R2.2.25))を御参考ください。

<お問い合わせ先> 広島市健康福祉局健康推進課保健予防係 (082-504-2882)

(3) 新型コロナワクチン接種

災害救助法の適用を受けた地域の被災者の方については、住所地外接種届出を省略して住所地以外の市区町村で接種を受けることが可能です。ただし、接種費用の請求には、接種券が必要となります。接種券をお持ちでない場合は、居住地の自治体に再発行いただくよう御案内ください。なお、各自自治体の被災状況によっては、通常よりも再発行に時間を要する可能性がありますので、御留意ください。また、広島市に住民票を移された方に対しては、申請により広島市が接種券を発行いたします。

<お問い合わせ先> 広島市健康福祉局健康推進課感染症対策係 (082-504-2880 (医療機関専用))

(担当)

広島市医師会 地域医療課 (原、三浦)

TEL : 082-232-7321 FAX : 082-292-5233